第８章　検査

|  |
| --- |
| （しゅん工検査）  第６７条　工事事業者は、規程第２３条第１項に規定するしゅん工検査の申請をしたときは、局担当職員と日程調整し、しゅん工検査を受けるものとする。  ２　前項の検査は、書類検査及び現地検査とする。 |

【解説】

１　局担当職員の業務の調整が必要なので、工事事業者は、３日前（休日を除く。）までに申請書を提出し、日程調整すること。

２　書類検査は、給水装置工事申請書及び添付書類の記載事項について確認するものであり、現地検査は、「現地立会検査」又は局と現地をネットワークカメラで接続し、現地立会検査を遠隔で行う「リモート検査」とし、検査項目については第６９条に規定する。なお、「リモート検査」を行う場合は、事前に局担当職員と協議すること。

|  |
| --- |
| （しゅん工検査前の確認）  第６８条　工事事業者は、前条の検査前に給水管内を洗浄するとともに、通水状況、耐圧及び遊離残留塩素濃度の確認を行うものとする。  ２　前項の確認に要する費用は、工事申込者又は工事事業者の負担とする。  ３　水質検査については、法第１３条の規定に準じて宅地造成等による給水幹線の新設又は改造工事の場合行うものとする。 |

【解説】

１　工事事業者は、しゅん工検査の申請前に管内洗浄、通水状況及び耐圧の確認並びに遊離残留塩素濃度の確認を行い、この要綱の規定に適合していることを確認すること。

２　検査前の試験に要する費用は、局では負担しない。

３　給水幹線の新設又は改造工事を行った場合は、竣工検査前に、給水幹線から採取した水を予約した日時に水質管理センターに持参し、ＰＨ値、臭気、濁度、遊離残留塩素濃度、電気伝導率について検査を受け合格しなければならない。

|  |
| --- |
| （検査項目）  第６９条　第６７条第２項に規定する書類検査は、給水装置工事申請書及び添付書類の記載事項について、施工内容と相違ないか確認するものとする。  ２　現地検査の確認項目は、次の各号に掲げるとおりとする。  (1) 屋外検査  　　ア　貸与メータ及びメータきょうの設置状況  イ　メータ止水栓の設置場所及び分岐箇所のオフセット  (2) 配管検査  　 ア　配管の口径、経路及び構造  　 イ　水の汚染、破壊、凍結等の防止措置  　 ウ　逆流防止のための給水用具の設置状況及び吐水口空間の確保状況  (3) 給水用具検査  　 ア　第６条に規定する規格品又は認証品  　イ　接続状況としゅん工図面との整合  (4) 機能検査  　 ア　水を使用していないときの水圧測定  　 イ　各給水用具から放水したときの貸与メータの経由状況  　 ウ　クロスコネクションの有無  (5) 耐圧試験検査  　ア　新設部分　１．７５メガパスカルで１分間加圧したときの漏水の有無  　イ　既設部分　貸与メータの回転指標（パイロット）による漏水の有無  (6) 水質検査　給水用具から採取した水の遊離残留塩素濃度の測定  ３　給水方式が直結増圧式の場合は、前２項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について確認する。  (1)　増圧装置及び減圧式逆流防止器の設置状況  (2)　緊急連絡標示板の設置状況及び維持管理体制  ４　給水方式が受水槽式給水の場合は、第１項及び第２項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について確認する。  (1)　受水槽の設置状況  (2)　受水槽の構造  (3)　受水槽以下設備の口径、経路及び構造  (4)　緊急連絡標示板の設置状況及び維持管理体制 |

【解説】

１　書類検査の確認事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 分岐箇所、メータ止水栓及び止水栓又は仕切弁のオフセットが記載されていること。

(2)　平面図に配管経路、メータ位置及び給水栓の位置が正確に記載されていること。

(3)　立体図に使用材料の種類、口径、延長等が記載されていること、及び平面図と整合していること。

(4) この要綱の規定に基づき、しゅん工検査までに提出された様式の記載内容

(5) その他必要に応じて提出された誓約書又は覚書の記載内容

２　現地検査の確認事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 屋外検査

ア　貸与メータは、逆付け、偏りがなく、水平に取り付けられ、検針、取り替えに支障がないこと。

イ　メータきょう又は量水器室は、メータ止水栓又は仕切弁の操作に支障がなく、かつ、傾きがなく設置されていること。

ウ　鉄蓋及びきょうが第６１条の規定に基づき、設置されていること。

エ　分岐箇所のオフセットが正確に測定されていること。

(2) 配管検査

ア　配管の口径、経路及び構造が給水装置工事申請書に記載されているとおりであること。

イ　延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。

ウ　水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。

エ　逆流防止のための給水用具の設置及び吐水口空間の確保がなされていること。

(3)　給水用具検査

ア　第６条に規定する規格品又は認証品が適切に使用されていること。

イ　適切な接合がされていること。

ウ　接続状況がしゅん工図面と相違ないこと。

(4)　機能検査

　　ア　水を使用していないときの水圧を測定し、この要綱に定める必要動水圧の基準に適合していること。

　　イ　各給水用具から放水したときの貸与メータの経由状況に異常がないこと。特に集合住宅では、隣室又は上下階との誤接続がないこと。

ウ　クロスコネクションがないこと。

(5) 耐圧試験検査

ア　新設部分については、１．７５メガパスカルで１分間加圧する耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことの確認。ただし、改造工事により既設給水装置から増設したときは、新設部分と既設部分の境界直近に止水栓を設けることにより、耐圧試験ができること。

　　また、これによりがたい場合は、担当者の指示する耐圧試験を行うこと。

イ　既設部分については、過去に耐圧試験検査に合格したものに再度、耐圧試験を課する必要がないことから、回転指標（パイロット）を目視又は加圧による漏水がないこと。

(6) 水質検査

目視で水に色、濁りに異常がなく、測定した遊離残留塩素が０.１㎎/ℓ以上であること。

３　直結増圧式のしゅん工検査の項目は、直結直圧式の検査項目に加え、次に掲げる事項を確認する。

(1)　増圧装置及び減圧式逆流防止器が適切に設置されていること。

(2) 緊急連絡標示板及び維持管理体制が、第６３条及び第６５条の規定に該当していること。

４　受水槽式給水のしゅん工検査の項目は、直結直圧式の検査項目に加え、次に掲げる事項を確認する。

(1) 受水槽の設置、構造、配管設備及び排水設備が第２０条の規程に該当していること。

(2)　 緊急連絡標示板及び維持管理体制が、第６３条及び第６５条の規定に該当していること。

５　しゅん工検査は、局担当職員が前各号に規定する項目について不具合がないことを確認したときは合格とするが、書類検査及び現場確認において軽微な手直しが発生したときは、局担当職員の指示に従い速やかに訂正しなければならない。また、不可視部分については、写真等により確認するものとする。